

**川本町地域おこし協力隊員  
「情報発信強化職員」募集要項**

川本町は、島根県のほぼ中央に位置し、町の中心を一級河川江の川が流れる、豊かな自然に囲まれ、季節の変化を感じながら温かな人のつながりの中で、心豊かに暮らすことができる人口約3,100人の小さな町です。

しかし、少子高齢化や人口減少が急速に進み、人口や交流人口を増やしていく事が求められています。

こうした中、町として『たすけあい・支えあう中で、自分らしく暮らし続けられるまち』を目指して様々な事業に取り組んでいます。

地域おこし協力隊には、町内外へ、町の魅力発信を推進する『情報発信強化』に取り組んでいただきます。

**1. 募集人数**

1名

**2. 応募資格**

- (1) 年 齢：2022年4月1日現在で20歳以上の方60歳以下の方
- (2) 性 別：問いません
- (3) 3大都市圏と都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の条件不利地域以外）から川本町に住民票を移動することができる方  
※地域要件につきましては、総務省の地域おこし協力隊関連ページでご確認下さい
- (4) 川本町内に居住すること
- (5) 普通自動車運転免許を取得している、または採用までに取得予定の人
- (6) パソコンの一般的な操作ができる方
- (7) 心身ともに健康で、地域住民と協力しながら地域おこし活動に取り組める人
- (8) 職務を誠実に履行し前向きに取り組める方
- (9) 上記（1）～（8）にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は資格を有することができません

- |   |                                                                         |
|---|-------------------------------------------------------------------------|
| ア | 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）                                                  |
| イ | 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者                           |
| ウ | 懲戒免職の処分を受け、処分の日から2年を経過しない者                                              |
| エ | 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 |

### 3. 業務・活動

隊員は川本町役場 会計年度任用職員として、まちづくり推進課に所属して業務を行います。

#### 【業務内容】

毎月発行している町広報誌『広報かわもと』の作成業務やSNS・ホームページなどで、他の職員と協力して、町民への情報提供や町の魅力を発信していただきます。また、業務外の活動として、地域活動等に積極的に参加してください。

#### ①町広報誌の作成

・町内のイベントなどの開催情報を収集し、取材、広報していく。

#### ②告知放送

・告知放送業務（録音から放送までの作業）

#### ③まげなねっとテレビ

・撮影補助（取材に出掛け、動画撮影） ・映像編集 ・番組配信

#### ④既存情報発信メディアの活用（ホームページ、フェイスブック等）

#### ⑤新たな情報発信メディアの活用・提案（LINE、Twitter等）

#### ⑥町の活性化に資する活動

### 4. 配属先

川本町 まちづくり推進課 地域情報係

住 所：〒696-8501 島根県邑智郡川本町大字川本 271-3

T E L：0855-72-0634

### 5. 待遇等

#### （1）身分

「川本町地域おこし協力隊設置要綱」に基づき、町長が委嘱します。

（川本町会計年度任用職員として勤務していただきます。）

#### （2）賃金

月額 136,800 円～165,760 円（地域活動支援費相当額 20,000 円含む）

※賞与は 6 月と 12 月に支給します。

※川本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例によります。

#### （3）任用期間

開始：令和 4 年 10 月 1 日以降（任用開始時期は応相談）

終了：令和 5 年 3 月 31 日

ただし、最長で 3 年間まで任用延長の可能性がります。

#### （4）社会保険等

厚生年金・健康保険・雇用保険に加入します。

#### （5）公務災害

業務上の災害については、労働者災害補償保険等で補償されます。

(6) 勤務時間等

月16日勤務（原則 8:30～17:15）

※活動内容によっては休日勤務となる場合があります。その場合は振替対応となります。

※川本町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則によります。

(7) 休暇等

年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇

※川本町会計年度任用職員に関する条例及び規則によります。

(8) 活動支援補助金

地域おこし協力隊の趣旨、地域の活性化と隊員の3年後の定住に沿った活動を要する経費に対し、隊員の活動支援を目的として交付される補助金です。

・1,000,000円程度／年度（住居費含む）

例）家賃、定住のための資格取得、地域活性化の取組経費など

6. 応募方法手続き

①応募方法

履歴書を締め切り日までに川本町役場まちづくり推進課に郵送又は持参して下さい。

②応募締め切り

採用者決定まで

③提出書類

履歴書（JIS規格形式A4サイズ）※市販のものをご利用ください。

顔写真は、申込日前6ヶ月以内に撮影した、無帽、背景なしのもので、裏面に氏名を記入し、はがれないようにしっかり貼ってください。

[応募上の注意]

①事前に来町され、町の様子を把握されることをおすすめします。

②来町したい方は、かわもと暮らし体験プログラム（宿泊費などの支援）の活用が可能です。

7. 選考

書類及び面接による選考を行います。なお、地域の支援、振興活動の経験の有無に関わらず、熱意のある方、関心が高い方を優先して人選を行います。

・川本町役場で面接審査を行います。

・開始時間等は、書類受付後お知らせします。

※面接にかかる交通費や宿泊費等は個人負担となります。

※審査結果は、面接審査後、概ね7日程度で文書により結果をお知らせします。

## 8. 注意事項

- ・採用後、応募の内容に虚偽が見つかった場合は、地域おこし協力隊の活動を休止させ、任期を待たずに委嘱を取り消します。
- ・地域おこし協力隊は、町の委嘱を受けて地域協力活動を行う制度です。地域おこし協力隊の趣旨に適合しない個人的な活動を地域協力活動として行うことは認めません。町が適合しない活動内容であると判断した場合は、任期を待たずに委嘱を取り消します。

## 9. お問い合わせ

川本町 まちづくり推進課（美川）

住 所：〒696-8501 島根県邑智郡川本町大字川本 271-3

T E L : 0855-72-0634

Mail : [machi@town.shimane-kawamoto.lg.jp](mailto:machi@town.shimane-kawamoto.lg.jp)